

こ 子 第 1701 号
令和 3 年 3 月 22 日

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様
私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

**緊急事態宣言解除後の
市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について（通知）**

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
皆様におかれましては、長期にわたり感染防止に努めながらお子様を安全・安心にお預かりする環境を整えていただきまして、深く感謝申し上げます。

また、新年度の始まりは、新入園児の受け入れなど体制や環境の変化が大きく、職員の皆様にとっても心身ともに負担がかかる時期ですので、どうぞご自愛ください。

さて、令和 3 年 3 月 21 日をもって政府による「緊急事態宣言」が解除されることとなりました。引き続き、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン」（令和 3 年 2 月改訂）等をふまえ、事業を実施していただきますようお願いいたします。

また、令和 3 年度も感染防止対策を行いながら、事業を実施していただくこととなりますが、子どもたち一人ひとりが、心身ともに健やかに安心して過ごせる環境づくりをお願いします。今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

○添付資料

- ・保護者の皆様への配布資料（恐れ入りますが、保護者の皆様への配布をお願いします。）
「緊急事態宣言解除後の市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の利用について」

<担当>

横浜市こども青少年局子育て支援課
幼児教育係 眞子、萩谷、佐伯、木村
電話：045-671-2085

E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp